

令和2年度  
第4回兵庫県都市計画審議会

令和3年2月16日(火)  
兵庫県農業共済会館7階 大会議室

開 会 午後 1 時 29 分

【会長挨拶】

【議事審議】

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、御審議を賜りたいと存じます。

まず、第 1 号から第 6 号議案、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

資料 1、兵庫県都市計画審議会議案を御用意ください。

本日御説明する議案の一覧となっておりますけれども、ただいまから議案番号 1 から議案番号 6 までの 6 つの地域の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更について御説明いたします。

それでは、前のスクリーンも併せて御覧ください。

同じものを、お手元資料 3 のパワーポイント資料として配付しておりますので、併せて御覧ください。

まず、都市計画区域マスタープランの位置付けでございます。

上位計画として、21 世紀兵庫長期ビジョンがあり、その下にまちづくり基本方針があります。同方針は、21 世紀兵庫長期ビジョンのまちづくり分野における基本方針として定められたもので、マスタープランは、同方針に即して定めるものとされております。

また、マスタープランは、まちづくり基本方針の下で、兵庫県国土利用計画などと連携を図りながら策定をするとともに、市町が定めます都市計画マスタープランなどは、県のマスタープランに即して定めることとなっております。

それでは、都市計画区域マスタープランの構成でございます。

都市計画区域マスタープランは、3 部構成となっております。

「第 1 基本的事項」では、役割、対象区域、目標年次について、「第 2 都市計画の目標」では、都市計画に関する現状と課題、都市づくりの基本理念などについて、6 つの地域で共通する事項を記載しております。「第 3 各地域の都市計画の目標」等は、都市計画の目標や区域区分の決定の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を、6 つの地域それぞれについて記載をしております。

最初に、全県共通の第 1 と第 2 を一括して御説明し、その後、地域別に第 3 各地域の都市

計画の目標等を御説明いたします。

また、昨年 11 月に行われました本県都市計画審議会等で御報告をさせていただいております、内容から変更がほぼないことから基本的な部分のみの御説明とさせていただきたいと思っております。

では、「第 1 基本的事項」です。

資料 1 につきましては、9 ページからとなっております。

まず、マスタープランの役割ですが、広域的・根幹的な都市計画の方向性を示し、市町村の都市計画に関する基本的な方針などの指針となるものでございます。策定単位は、神戸を除き地域的なまとまりのある 6 つの地域ごととしております。目標年次は令和 7 年としております。

次に見直しのポイントです。社会経済情勢の変化として、本県における新たな政策、「兵庫 2030 年の展望」や、「兵庫県地域創生戦略」が策定されております。

都市計画に関連する新たな課題としまして、自然災害が頻発するなど、気候変動等による高潮被害等の自然災害の増加、子育てをする女性の有業率が上昇するなど、女性の社会進出や共働き世代の増加、空き地・空き家の増加による都市の低密度化、都市機能の更新・集積遅れによる、都市の魅力の低下があります。これにつきましては、人口が流出していることから、地域創生の取組などが一層求められていること、それから都市農地の位置付けの明確化などが挙げられております。

見直しの基本的な考え方としては、現行のマスタープランの骨格を維持しつつ、社会経済情勢の変化を踏まえた、都市計画の方向性を盛り込むこととしております。

次に、「第 2 都市計画の目標」でございます。

まず、(1) 本県の将来像です。「21 世紀兵庫長期ビジョン」や「兵庫 2030 年の展望」、「兵庫県地域創生戦略」が上位計画として定められております。

(2) まちづくり基本方針でございます。「21 世紀兵庫県長期ビジョン」の、まちづくり分野における基本方針として定められたもので、マスタープランは、これに即して定めております。

都市計画に関する現状と課題です。人口減少・超高齢化社会の進行や防災対策の必要性の増大、地域の主体性の高まりや新型コロナ危機の経済社会への影響など、大きく 7 つを挙げております。

次に、都市づくりの基本理念です。これには大きく 3 つ定めております。

1つ目が、(1) 安全・安心な都市空間の創出としまして、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善等の総合的な防災・減災対策の強化、女性の社会進出などから子育て施設などの充実した環境づくりを進めていく、全員活躍社会の推進、分散型社会に対応した都市づくりの推進については、コロナ禍を受けて地域創生の推進により、移住などを促進していきます。

2つ目は(2) 地域主導による都市づくりで、エリアマネジメントの促進としまして、住民や事業者等による主体的なまちづくりを促進します。地域資源を生かした都市の活性化では、景観や自然環境、歴史文化などの地域資源を生かした魅力あるまちづくりの促進や、空き地・空き家について、都市部では活用と流通の促進、地方部では古民家や町家などの、空き家を活用した交流や移住を促進します。

民間投資の誘導では、一定の人口をもった地域の形成などを図っていきます。

情報ネットワーク等の活用では、情報ネットワークや、革新技術を活用した都市づくりの検討を進めていきます。

3つ目は、(3) 持続可能な都市構造の形成です。これは、大都市、地方都市、中山間地域等が、産業、医療、福祉、商業等の諸機能におきまして、役割分担・相互連携し、各地域が活力を持って自立することを目指すもので、医療、商業などの都市機能が集積した地区を、都市機能集積地区と呼んでおりますが、これを交通ネットワークで結び、人・もの・情報等の環流による新たな交流や、地域のにぎわいを創出しようというものです。

地域連携型都市構造の実現に向けて、市街地エリアでは、都市機能集積地区での、機能の更新や充実、市街地以外のエリアでは、日常生活に必要なサービス機能の確保などを進めていきます。都市機能の役割分担と連携の方針では、都市機能の集積などの状況に応じて、適切な役割分担、連携による多様な都市機能の確保を図ります。交通ネットワークの方針では、交通インフラの整備状況等の実情に応じた適切な輸送手段によるネットワークの形成を図ります。

次に、地域連携型都市構造のイメージ図です。

日常生活に必要な機能は、それぞれの地区で確認し、不足する都市機能につきましては、鉄道駅周辺などの地域都市機能集積地区と、公共交通や幹線道路で結び、都市機能を補完します。

それでは、ここから「第3 各地域の都市計画の目標等」で、地域ごとに御説明いたします。

それでは、第1号議案、阪神地域について御説明いたします。資料は、資料1の26ページからとなっております。

阪神地域は、尼崎市など7市1町からなり、神戸市から大阪市にかけて密度の高い市街地が広範囲に連坦し、名神高速道路などの基幹道路とともに、東西、南北に複数の鉄道・バスからなる公共交通ネットワークが形成されています。

阪神地域の目指すべき都市構造です。

民間投資の活用による都市機能の強化や、広域的な連携による国際競争力の強化、都市機能集積地区間での都市機能の相互補完を図ってまいります。

市街地エリアでは、高度利用等による、一定の人口を維持し、農地などの保全・活用、また、災害の発生リスク等を勘案して必要に応じ市街化を抑制してまいります。市街地以外のエリアでは、地域活性化や市街地等との連携確保を図ります。

次に、阪神間都市計画区域では、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分を定めます。

次に、地域連携型都市構造化に関する方針です。

赤及びオレンジ色の丸で示す主要駅周辺等を地域都市機能集積地区として、都市機能の維持・充実を図ります。またJR尼崎駅、阪神尼崎駅周辺と阪神西宮駅、阪急西宮北口駅周辺につきましては、都市型の地域都市機能集積地区として、複合的な都市機能の集積を図ります。

また、現在の市街地を中心とした利用圏人口の維持を図るため、既成市街地や交通結節機能を有する区域などで、土地の高度利用などを図ります。

機能連携の強化については、青い矢印で示します名神高速道路やJR・私鉄などの既存の広域交通ネットワークを広域連携軸として、地域内外の連携強化を図るとともに、国内外の交流や物流を促進するため、関西3空港や阪神港へのアクセス強化を図ってまいります。

次に、土地利用に関する方針です。

黄色で示します住宅地では、主要鉄道駅周辺での高度利用等を図りつつ、日常生活圏の形成のための生活利便施設の適切な配置などを図ります。赤色の商業・業務地では、ゆとりある空間を備えた安全で良質なオフィスや都市型住宅等による利便性の向上とまちなか居住を促進します。青色の工業地・流通業務地では、臨海部やインターチェンジ周辺等において既存産業の充実や新たな産業拠点の形成等を図ります。

そのほか、オールドニュータウンの再生、都市と緑・農との共生の土地利用のための各種

制度の活用促進、大規模工場移転等に伴う土地利用転換などを図ります。

また、市街化調整区域では、既存集落の地域主導による活力維持に資するまちづくりを促進します。

都市施設、市街地整備でございます。

市街地再開発事業等による整備を促進するとともに、大規模工場跡地の利用促進や、密集市街地の防災対策等を推進します。

また、名神湾岸連絡線の整備に向けた取組の促進や尼崎の森中央緑地の整備促進、尼崎運河の環境改善の促進などを進めます。

防災に関する方針では、緊急輸送道路等の整備や計画的な護岸補強等による津波・高潮対策、総合治水条例に基づく総合的な治水対策などを進めます。その他、景観形成、地域の活性化に関する方針を記載しております。

続きまして、第2号議案、東播磨地域の御説明をいたします。資料は、資料1の78ページからとなっております。

本地域では、明石市など8市3町からなり、臨海部では市街地が連坦し、内陸部では鉄道駅周辺や街道沿いに市街地が分布しており、中国自動車道などの基幹道路と、JRや私鉄等による交通ネットワークが形成されています。

目指すべき都市構造です。

臨海部では、神戸市や姫路市の中心部との役割分担に留意し、都市機能の集積により、都市機能を確保します。内陸部では、既存産業団地への産業立地や新たな産業団地の形成、都市機能集積地区間の都市機能の相互補完を図ります。市街地エリアでは、高度利用等による一定の人口を維持し、農地などの保全・活用、また、災害の発生リスク等を勘案して、必要に応じ市街化を抑制します。市街地以外のエリアでは、地域活性化や市街地等の連携確保を図ります。

次に、東播都市計画区域では、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分を定めます。東播以外の中、東条、吉川の各都市計画区域では、区域区分は定めません。

次に、(1) 地域連携型都市構造化に関する方針でございます。

赤及びオレンジ色の丸で示します主要駅周辺等を地域都市機能集積地区として、都市機能の維持・充実を図ります。また、JR・山陽電鉄明石駅周辺とJR加古川駅周辺については、都市型の地域都市機能集積地区として、複合的な都市機能の集積を図ります。また、現在の

市街地を中心とした利用圏人口の維持を図るため、既成市街地や交通結節機能を有する区域などでの土地の高度利用などを進めます。

機能連携の強化については、播磨臨海地域道路などの整備とともに、既存の基幹道路やJRなどの広域交通ネットワークを広域連携軸として、地域内外の連携強化を図ります。

次に、土地利用に関する方針です。

住宅地では、主要鉄道駅周辺では中高層中心、その他の地域では低層とするなど、地域の特性に応じて誘導をし、日常生活圏の形成のため、生活利便施設の適切な配置などを図ります。

商業・業務地では、明石駅、加古川駅周辺における都市基盤施設の整備と土地の高度利用を図ります。

工業地流通業務地では、臨海部やインターチェンジ周辺等において既存産業の充実や、新たな産業拠点の形成等を図ります。

このほか、オールドニュータウンの再生、都市と緑・農との共生の土地利用のための各種制度の活用促進、大規模工場移転等に伴う土地利用転換などを図ります。

また、市街化調整区域では、地域主導による既存集落の活力維持に資するまちづくりを促進します。

非線引き都市計画区域では、インターチェンジ周辺等の開発圧力が比較的強い地域における、用途地域等の活用による生活環境の悪化の防止を図ります。

また、基幹道路ネットワークの利便性を生かした既存産業団地における産業立地の促進等を図ります。

次に、都市施設、市街地整備です。

加古川駅周辺の再開発による都市機能の強化や、小野市市場町南山などの医療・健康・福祉の拠点形成等を推進します。

また、東播磨道の整備や、東加古川駅周辺の連続立体交差事業の事業化を進めるとともに、河川・下水道では、豊かな海の実現に向けた取組を推進します。

防災に関する方針では、緊急輸送道路等の整備や、計画的な護岸補強等による津波・高潮対策、総合治水条例に基づく総合的な治水対策などを進めます。その他、景観形成、地域の活性化に関する方針を記載しております。

続いて、第3号議案、西播磨地域について御説明いたします。資料は資料1の134ページからとなっております。

本地域は、姫路市など、5市6町の構成となっております。臨海部では市街地が連坦し、内陸部では鉄道駅周辺や街道沿いに市街地が分布しており、中国自動車道などの基幹道路と、JR等により交通ネットワークが形成されております。

目指すべき都市構造です。

臨海部では、姫路市中心部における都市機能の更新や、国際的な観光交流を促進します。また、臨海部・内陸部ともに、先端科学技術基盤の活用等による産業競争力の強化を図ります。市街地エリアでは、高度利用等による一定の人口を維持し、農地などの保全・活用、また災害の発生リスク等を勘案して、必要に応じ市街化を抑制します。市街地以外のエリアでは、地域活性化や市街地等との連携確保を図ります。

次に、中播、西播都市計画区域では、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き、区域区分を定めます。これ以外の山崎、西播磨高原都市計画区域では、区域区分は定めません。

赤い丸で示します姫路市中心部を広域都市機能集積地区として、芸術・文化等の高次都市機能や産業機能の充実等を図ってまいります。このほか山陽電鉄飾磨駅周辺等、オレンジの丸で示します主要駅周辺等を地域都市機能集積地区として、都市機能の維持・充実を図ります。

また、現在の市街地を中心とした利用圏人口の維持を図るため、既成市街地や交通結節機能を有する区域などで土地の高度利用などを進めます。

機能連携の強化については、山陽自動車道などの基幹道路やJRなどの既存の広域交通ネットワークを広域連携軸として、地域内外の連携強化を図ります。

土地利用に関する方針です。

住宅地では、主要鉄道駅周辺では中高層中心、その他の地域では低層とするなど、地域の特性に応じて誘導し、日常生活圏の形成のため、生活利便施設の適切な配置などを図ります。

商業・業務地では、姫路市中心部における城下町の風情を生かした魅力的な市街地の形成等を図ります。

工業地・流通業務地では、臨海部やインターチェンジ周辺等において既存産業の充実や新たな産業拠点の形成等を図ります。

このほか、姫路市中心部での高次都市機能の集積や周遊型観光の拠点整備、都市と緑・農との共生の土地利用のための各種制度の活用促進、大規模工場移転等に伴う土地利用転換などを図ります。



また、市街化調整区域では、地域主導による既存集落の活力維持に資するまちづくりを促進します。

次に、非線引き都市計画区域では、インターチェンジ周辺等の開発圧力が比較的強い地域における、用途地域等の活用による生活環境の悪化防止を図ります。

また、播磨科学公園都市での先端科学技術関連企業の誘致促進等を図ってまいります。都市施設、市街地整備です。

姫路市中心部における再開発の促進や、密集市街地における防災対策等を促進します。またJR姫路、英賀保駅間における新駅の設置や播磨臨海地域道路の早期事業化を進めてまいります。

防災に関する方針では、緊急輸送道路等の整備や計画的な護岸補強等による津波・高潮対策、総合治水条例に基づく総合的な治水対策などを進めてまいります。そのほか、景観形成、地域の活性化に関する方針を記載しております。

次に、第4号議案、但馬地域でございます。資料は、資料1の189ページからとなっております。

本地域は、豊岡市など、3市2町となっております。山地が多く、平野部の河川や街道沿い等に市街地が島状に分布し、北近畿豊岡自動車道などの基幹道路やJRなどによる交通ネットワークが形成されております。

目指すべき都市構造です。

交通ネットワークによる地区間の連携強化により都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能の確保を図るとともに、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光などの広域的な交流を促進してまいります。

市街地エリアでは、豊かな自然や歴史を生かした魅力ある市街地形成を促進し、国内外の来訪者との交流などを促進します。市街地以外のエリアでは、地域活性化や市街地等との連携確保を図ってまいります。

次に、豊岡、浜坂、香住、八鹿、和田山の、全ての都市計画区域において、区域区分は定めないことといたします。

地域連携型都市構造化に関する方針です。

オレンジ色の丸で示しますJR豊岡駅周辺等を、地域都市機能集積地区として、都市機能の維持・充実を図ってまいります。

また、現在の市街地を中心とした利用圏人口の維持を図るため、都市機能集積地区の魅力

ある市街地の形成と公共交通の利便性の向上を進めてまいります。

機能連携の強化については、北近畿豊岡自動車道、JRなどの既存の広域交通ネットワークを広域連携軸として、地域内外との連携強化を図ってまいります。

土地利用に関する方針です。

インターチェンジ周辺等の開発圧力が比較的強い地域での、用途地域等の活用による生活環境の悪化防止や養父市養父地域での開発圧力を踏まえた都市計画区域の拡大を検討いたします。

また、城崎等の歴史的な景観の保全と防災性の向上等を図ります。

都市施設、市街地整備です。

朝来梁瀬医療センター跡地の活用などを推進するとともに、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道の整備促進による基幹道路ネットワークの形成や公共交通の利便性の向上、生物多様性を確保する河川環境の再生や整備を図ってまいります。

防災に関する方針です。

緊急輸送道路等の整備や、計画的な護岸補強等による津波・高潮対策、総合治水条例に基づく総合的な治水対策などを進めてまいります。そのほか、地域の活性化に関する方針では、古民家などの活用による交流や移住定住、オフィスとしての提供などを促進してまいります。

次に、第5号議案、丹波地域です。資料は、資料1の235ページからとなっております。

本地域は、丹波篠山市と丹波市の2市となっております。山地が多く、河川や街道沿い等の平地に市街地が島状に分布し、舞鶴若狭自動車道などの基幹道路やJRなどによる交通ネットワークが形成されております。

目指すべき都市構造です。

交通ネットワークによる地域間の連携強化により、都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能の確保を図るとともに、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光などの広域的な交流を促進します。

市街地エリアでは、美しい田園風景や歴史的な町並みを生かした魅力ある市街地形成を促進し、国内外の来訪者との交流などを促進してまいります。市街地以外のエリアでは、地域活性化や市街地等との連携確保を図ってまいります。

篠山、丹波の各都市計画区域においては、区域区分は定めないことといたします。

地域連携型都市構造化に関する方針です。

オレンジ色の丸で示します丹波篠山市中心部と、丹波市既成市街地部を地域都市機能集積

地区として、都市機能の維持・充実に努めてまいります。

また、現在の市街地を中心とした利用圏人口の維持を図るため、都市機能集積地区の魅力ある市街地の形成と公共交通の利便性の向上を図ってまいります。

機能連携の強化については、北近畿豊岡自動車道、JRなどの、既存の広域交通ネットワークを広域連携軸として、地域内外との連携強化を図ってまいります。

土地利用に関する方針です。

インターチェンジ周辺等の開発圧力が比較的強い地域への用途地域等の活用による生活環境の悪化防止、また篠山城跡周辺等の歴史的な景観の保全と防災性の向上を図ってまいります。

都市施設、市街地整備です。

県立柏原病院などの跡地の計画的な市街地の形成を図るとともに、東播丹波連絡道路未着工区間の早期事業化の促進による基幹道路ネットワークの形成や公共交通の利便性の向上を図ってまいります。

防災に関する方針です。

緊急輸送道路等の整備や、総合治水条例に基づく総合的な治水対策などを進めてまいります。そのほか、地域の活性化に関する方針では、古民家などの活用による交流や移住定住、オフィスとしての提供などを促進してまいります。

続きまして、第6号議案、淡路地域でございます。資料は、資料1の279ページからとなっております。

対象は、洲本市、淡路市、南あわじ市の3市でございます。山地や丘陵地が多く、臨海部の平地に市街地が島状に分布し、神戸淡路鳴門自動車道などの基幹道路や高速バスなどの自動車道利用を中心とした交通ネットワークが形成されております。

目指すべき都市構造です。

交通ネットワークによる地区間の連携強化により都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能の確保を図るとともに、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光などの広域的な交流を促進します。

市街地エリアでは、豊かな自然や歴史・文化・産業等を生かした魅力ある市街地形成を促進し、国内外の来訪者との交流などを促進してまいります。市街地以外のエリアでは、地域活性化や市街地等の連携確保を図ります。

洲本、淡路、南あわじの各都市計画区域において、区域区分は定めないことといたします。

次に、地域連携型都市構造化に関する方針です。

オレンジ色の丸で示します洲本市役所周辺などを、地域都市機能集積地区として、都市機能の維持・充実を図ります。

また、現在の市街地を中心とした利用圏人口の維持を図るため、都市機能集積地区の魅力ある市街地の形成と公共交通の利便性の向上を図ります。

機能連携の強化については、神戸淡路鳴門自動車道などの既存の広域交通ネットワークを広域連携軸として、地域内外との連携強化を図ります。

土地利用に関する方針です。

インターチェンジ周辺等の開発圧力が比較的強い地域での用途地域等の活用による生活環境の悪化防止、津名地域臨海部などでの産業立地と、地域産業の振興を促進してまいります。

都市施設、市街地整備でございます。

淡路市夢舞台サスティナブルパークでの複合拠点の形成を促進します。また、自転車走行環境の整備と大鳴門橋への自転車道の設置の検討を進め、県立淡路島公園の民間活力の導入によるにぎわい創出施設の整備を進めてまいります。

防災に関する方針です。

緊急輸送道路等の整備や、計画的な護岸補強等による津波・高潮対策、総合治水条例に基づく総合的な治水対策などを進めます。そのほか、地域の活性化に関する方針として、古民家などの活用による交流、移住定住、オフィスとしての提供などを促進してまいります。

以上で、第1号議案から第6号議案までの説明を終わります。

最後に、住民意見等の反映措置について、御説明いたします。

都市計画区域マスタープランについては、令和3年1月13日から27日までの2週間、県庁の都市計画課、市町の窓口におきまして縦覧に供するとともに、今回はホームページ上においても閲覧できるようにした上で、意見書の提出を受付いたしました。

縦覧につきましては、高砂市役所で1名の方の縦覧がございました。

意見書の提出はございませんでした。

以上で、説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、または御意見がありましたらお願いいたします。

なお、審議の中で御発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の

番号を述べてから御発言くださいますようお願いいたします。

はい、お願いいたします。

○19 番 説明の最初に農地についての話で、都市農地をあるべきものとする位置付けの明確化ということで、各説明の中で、緑と農地について触れていただいていたのですが、私の思いで言うと、説明の中の、例えば、3号議案半ばの中播磨、中播です。19ページの土地利用に関する方針のところ、特に配慮すべきというところに、都市と緑・農の共生とあり、そこで生産緑地という言葉が出てまいります。

併せて東播のところでも同じように、土地利用のところと、配慮すべきのところ、都市と緑・農の共生、生産緑地とあるのですが、私の記憶では、生産緑地を指定されているのは阪神地区にしかなかったのではないかなと。都市部の農地を利用するということはいいいのですが、生産緑地指定の地域がないのに生産緑地という言葉があるというのはちょっと腑に落ちない。私の勘違いであれば、それは訂正していただいたらいいのですが、都市農地を大事に、その地域の都市の農地を有効利用する、あるべきものとする政策と、今ないのに生産緑地の文言がありますし、こちらの議案の説明書にも生産緑地制度ができて経過30年を迎えるということですが、指定のないところにもそういう説明が要るのかなという気がするのですが。

○議長 はい、事務局、お願いします。

○事務局 生産緑地につきましては、現在指定されておりますのが、御指摘のとおり阪神地域のみとなっております。現在、市街化区域のある、それ以外の地域、中播、東播、西播につきましても生産緑地の指定を促進するよう、市町に働きかけをしておりますので、こういう記載をさせていただいたというところです。

○議長 はい、お願いいたします。

○19 番 そのような地域の農地を守るという、活用ということを含めて、農地を守るという意味で、生産緑地制度をまだ適用されていない県内の、今ありました各地域に積極的に制度利用を促していただくということであれば、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。御質問、御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○27 番 この第1号議案から第6号議案に関わりまして、議案説明資料があると思いますが、その2ページのところを見させていただきました。それから、先程もパワーポイントの説明

の中に住民意見等の反映措置ということで出ているのですが、阪神間、東播、それから中播、豊岡市、篠山市、洲本市と、それぞれ説明会が行われたと思います。阪神間都市計画区域の整備開発及び保全の方針においては、7月9日に説明会が行われたということで、記載されておりましたが、住民の皆さんが何人参加されたのか。縦覧者とか、意見書の関係は出ているのですが、どれくらい参加されたかのかということと、それから、この縦覧なのですが、令和3年の1月13日から27日ということで、わずかな2週間ということで、意見書はいずれもなしと、提出なしということだったのですが、これについて広報をどのようにされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長 事務局、お願いいたします。

○事務局 まず、説明会ですが、昨年の令和2年7月に説明会を行っております。阪神間ですが、7月9日、参加者が8名です。それから東播磨で7月8日に実施させていただきました、8名。それから西播磨が、7月17日で参加者が3名です。但馬が7月10日で6名、丹波が7月9日で1名、最後に淡路で7月14日に3名の出席でした。

それから、縦覧につきまして2週間といいますのは、法律で定められた期間が2週間ということでさせていただきました。

その広報ですが、全戸配布の県の広報誌「県民だよりひょうご」、市町の広報誌、市町のホームページ、県のホームページで、県のホームページにおきましては、今回このコロナ禍ということもございますので、縦覧に来られないという方にも配慮するというので、資料一式を掲示した上で、ホームページでお知らせをさせていただいております。

○議長 はい、お願いいたします。

○27番 住民の皆さんの説明会参加人数と、それから広報の在り方ですね。それぞれ配慮もしていただいて、いろいろ努力はされたのですが、住民意見については提出がなかったということで、確かに2週間というのは法定で決まっているということはおよく存じておりますが、やはり大変残念な結果だったなと思います。

特にマスタープランということでありますから、非常に、なかなか難しい問題ではありますが、やはり住民の皆さんの、様々な御意見などを反映していただいて、それで充実させていくというのが本来の姿かなと思っておりますので、その点についてお聞きしました。

それともう一点なのですが、それぞれの市町で都市計画審議会が開かれたと思うのですが、この点はどういう結果だったのかということをお聞きしておきます。

○議長 はい、事務局、お願いいたします。

○事務局 法律で、市や町の意見を聞くということが定められております。市町にも意見照会をいたしました。その意見照会をした上で、市や町の判断で都市計画審議会を開いて意見を出す、または開かない場合もございますが、全ての市町で異存なしという回答をいただいております。

○議長 はい、お願いいたします。

○27番 今お答えいただいたように、全ての市町で、それぞれ都市計画審議会、どういう形であらうと異存なしという結果だったということでございます。

今回やはりコロナ禍がありますから、そういう点で市町の都計審、実は開催できないということで、書面審査ということで、切り替えられたということも、実はお聞きをしています。

例えば、西播磨の関係で、西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関わって、私どもの赤穂市の市会議員のほうから意見が寄せられておりました。それで一部紹介しておきたいと思います。

議案資料の提供から20日ほどしかなく、精査には十分な時間がなかった。将来のまちづくりの根幹に関わる計画は、例えば、昨年策定された2030総合計画と並行して住民参加で検討されるべきではなかったのか、そのような意見も私どもに寄せられました。私もその通りだなと思いました。それで住民意見の集約の仕方についても、とにかく形だけで意見を聞きましたということではなく、やはり将来のまちづくりの根幹に関わる、こういう大事な計画の方針、変更についても住民参加で検討されるべきだったということ、市議会の方から指摘をされていらっしゃると思いますので、この点について、事務局の見解をお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 はい、事務局、お願いいたします。

○事務局 今回の法定縦覧、市町の意見照会ということに関連するわけではないのですが、昨年の説明会に併せまして、7月1日から説明会の日まで、素案の段階で閲覧をさせていただきまして、そのときも意見、公聴会を開いて皆さんの意見を集約したという形にしております。そのときに阪神間と東播で各1名意見がございました。阪神間につきましては、当日のやりとりの中で御納得いただいたというようなことがございました。東播につきましては、それでも意見があるということで、市の都計審等にも意見を出されたということがありましたので、今回の縦覧につきましても、こういう縦覧はしているということ、意見を出された方にお伝えした上で、今回縦覧の手続に入っております。そのようなお知らせをした上で意見がなかったということでございます。

○事務局 補足します。県のマスタープランは、非常に範囲が広いものですから、住民参加をいただきながら、作るという手法をとっておりませんが、これに即して、市町はマスタープランを作りますので、その際には、住民参加をしているようなケースもほかにもあると思います。

我々としては、それらの意見を踏まえて、市町に意見を聞いた上で、このような形でマスタープランを取りまとめておりますので、全く住民の意見が反映できていないとは思っておりませんので、その過程を通じてきちんと県のマスタープランにも皆様の意見は、市町を通じて反映させていただいていると考えております。

○議長 はい、お願いします。

○27番 今、御説明いただいて、確かに市町では様々な努力をされて住民の皆さんに御意見をいただいたり、参加をされるような、そのような工夫なども努力をされているのだと思いますが、私やはりこの質疑をさせていただいたのは、やはり大変、先程も申し上げたのですが、将来のまちづくりの、まさに根幹に関わる、このような案件で、しっかりと住民の皆さんが、意見を述べていただいて、意見をしっかりと計画に反映させていくという点でどうだったのかなということ、お聞きをさせていただきました。

それで質問は以上なのですが、最後に、私から意見を述べさせていただきたいと思います。

どの議案書の最初にも理由書が書かれております。それで、その理由書には人口減少、それから超高齢社会の進行等の社会経済情勢の変化や新たに策定された兵庫 2030 年の展望、それから兵庫県地域創生戦略 2020 から 2024 等の上位計画の内容を踏まえたものとなっているという点で、私どもとしては反対の意見を申し上げたい。

国は 1960 年代から 2015 年まで、全国総合開発計画を第 5 次にわたって、推進してまいりました。

兵庫県も振り返ってみると、4 全総で但馬空港だとか、北近畿豊岡自動車道路、新名神高速道路、それと 5 全総では、現在、整備計画中の山陰近畿自動車道、浜坂道路、それから東播磨自動車道、大阪湾岸道路西伸部、それから前回の都計審で、私は反対をさせていただいた名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路が盛り込まれ推進されておられます。

その結果、兵庫県は、高速道路の延長距離については既に御存じだと思うのですが、北海道に次いで全国 2 番目です。企業誘致件数も全国トップクラスとなっておりますが、全総計画の最大の目的だったのが、東京一極集中は是正されるということだったのですが、ますますこの点については加速をして、兵庫県地域創生戦略においては、人口流出抑制は転入超過



を目標としていましたが、東京への転出先を最大に、転出超過となっているのが実態です。県が地域創生戦略の中で最重要課題として位置付けた人口対策施策は全て未達成という状況であります。

にも関わらず、第1号議案の中には、例えば39ページから、あるいは44ページから、ここに名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進するということを明記していたり、第2号議案では、92ページの東播磨道、東播丹波連絡道路、それから第3号議案においては、98ページから播磨臨海地域道路、第4号議案においても203ページから北近畿豊岡自動車道と、そして第5号議案についても245ページから東播丹波連絡道路整備がうたわれております。

私もこの議案書を、一つ一つ目を通させていただいて確認をしたところなのですが、それで人口減少が進む中で労働人口も、自動車保有台数も減っていくのは、既に数字上からも必至で、新型コロナウイルス感染危機の下で緊急事態宣言中、テレワークだとか、それから分散通勤などで、交通量が大きく減少しているという状況です。ポストコロナ社会では、さらにこのテレワークだとか、分散通勤などが定着していくことは間違いないと思います。今後こうした高速道路の在り方をやはり見直すことが必要だということで、今回、第1号議案から第6号議案、特に最初の理由書の中に掲げられている上位計画に基づいてやるということでもありますから、そういう点で具体的には、それぞれに高速道路整備、促進ということが書き込まれているこの議案については、反対ということで意見を申し上げておきたいと思いません。

○議長 ありがとうございます。

いかがでしょう。他に御意見、御質問ございますでしょうか。

特に御質問等がないようですので、お諮りしたいと思います。

御異議がございましたので、挙手にてお諮りしたいと思います。

第1号議案から第6号議案につきまして、原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(「賛成者挙手 25名」)

○議長 ありがとうございます。

反対の方は挙手をお願いいたします。

(「反対者挙手 1名」)

○議長 ありがとうございます。

賛成多数ですので、第1号から第6号議案については原案のとおり可決いたします。

続きまして、第 7 号から第 9 号議案、都市再開発の方針の変更、第 10 号から第 12 号議案、住宅市街地の開発整備の方針の変更、第 13 号から第 16 号議案、防災街区整備方針の変更、第 17 号から第 19 号議案、区域区分の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、都市再開発の方針、市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針、区域区について御説明いたします。

まず、第 7 号から第 9 号議案、都市再開発の方針の変更について御説明いたします。資料につきましては、資料 1 の 303 ページからとなっております。

まず、都市再開発方針につきましては、市街化区域内において計画的な再開発が必要な、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るために定めるものです。

まず、土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、居住環境や防災機能の改善等を図るべき一体の市街地を計画的な再開発が必要な市街地として定めます。このうち、特に整備すべき課題が集中している地域を県独自に課題地域として定め、また、特に市街地の再開発を促進すべき地区を再開発促進地区として定めます。再開発促進地区は課題地域のうち、事業の具体性や地元機運の高まりがある地区を定めております。

それでは、第 7 号議案、阪神間都市計画都市再開発の方針から説明をいたします。

都市再開発の方針は、地域連携型都市構造を目指した安全・安心な魅力ある都市を形成することとし、地域課題に応じた市街地の整備・改善、ユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備、歴史・文化を生かした魅力的な都市景観の形成を図ります。

計画的な再開発が必要な市街地を 33 地域、再開発促進地区を 15 地区、課題地域を 68 地域位置付けます。

再開発促進地区は三田駅前 C ブロック地区をはじめ、御覧の 15 地区となっております。現在の計画から事業の実施等により、整備が完了した 4 地区と三田駅前地区の一部、B ブロックを削除し、面的整備事業が必要で地元の機運が高まった 1 地区を新たに位置付けをしております。

位置図でございます。青色が計画的な再開発が必要な市街地、赤色が再開発促進地区、黄色が課題地区でございます。

続きまして、第 8 号議案、東播地域でございます。資料は、資料 1 の 341 ページからとなっております。

計画的な再開発が必要な市街地を 15 地域、再開発促進地区を 3 地区、課題地域を 21 地域位置付けております。

再開発促進地区は、大久保駅前地区をはじめ3地区となっております。現在の計画から事業の実施等により、整備が完了した5地区を削除しております。

こちらが位置図になります。

次に、第9号議案、中播でございます。資料は、資料1、359ページからとなっております。

計画的な再開発が必要な市街地を17地域、再開発促進地区を14地区、課題地域を20地域位置付けております。

促進地区は、姫路駅周辺地区をはじめ御覧の14地区となっております。現在の計画から2地区削除しまして、新たに2地区を位置付けております。

こちらが位置図になります。

促進地区の例で7番の西宮市樋ノ口地区の事例でございます。阪急今津線門戸厄神駅から東の武庫川沿いに位置します、約6.6ヘクタールの地区でございます。住宅や農地が混在しておりまして、土地区画整理事業の実施により、都市基盤を整備し、良好な市街地環境の形成を図っていくこととしております。

こちらが、整備又は開発の計画の概要となっております。

続いて、第10号議案から第12号議案、住宅市街地の開発整備の方針の変更について説明をいたします。資料は、資料1の389ページからとなっております。

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域の都市計画区域におきまして、住宅及び住宅地の供給の促進と、良好な住宅市街地の開発整備を図るために定めるものです。住宅市街地の開発整備の目標、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針、市街化区域内において、面的整備事業等の実施により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区である、重点地区を定めます。重点地区は、住宅に係る事業が実施されているなどの地区を定めております。

それでは、第10号議案、阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針から御説明いたします。

住宅市街地の開発整備の目標は郊外部での新たな住宅市街地開発の抑制、既存ストックの質の向上による住宅市街地の更新、それから良好な住宅市街地の整備又は開発の方針は、既存市街地内の主要鉄道駅周辺における中高層を中心とした住宅市街地の形成、低未利用地での都市施設と住宅地を合わせた整備、既存市街地周辺における、自然環境の保全に配慮したゆとりある住宅市街地の形成としております。

重点地区は南芦屋浜地区など、5地区となっております。現在の計画から、名塩ニュータウン地区など3地区を削除しております。

重点地区の位置図でございます。

続きまして、第11号議案、東播でございます。資料は、資料1の403ページからとなっております。

目標は御覧のとおりで、方針につきましては、臨海部の主要鉄道駅周辺における中高層を中心とした住宅市街地の形成と、生活支援機能の確保や公共交通機能との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成とします。

重点地区は、明石市大久保駅前地区など4地区となっております。現在の計画からの変更はございません。

重点地区の位置図でございます。

続きまして、第12号議案、中播でございます。資料は、資料1の415ページからでございます。

目標につきましては、御覧のとおりで、方針は、主要鉄道駅周辺における、良質な住宅市街地の形成と、生活支援機能の確保や公共交通機能との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成としております。

重点地区につきましては、姫路市阿保地区と英賀保駅周辺地区となっております。現在の計画から1地区を削除いたします。

重点地区の位置図でございます。

重点地区の事例としまして、姫路市の阿保地区でございます。JR東姫路駅の南側の約90ヘクタールの地域におきまして、土地区画整理事業の実施により、住宅と工場の純化による、良好な住宅市街地の整備を進めるものでございます。

こちらが、整備または開発の計画の概要となっております。

続きまして、第13号議案から第16号議案、防災街区整備方針の変更について御説明いたします。資料は、資料1の425ページからとなっております。

防災街区整備方針は、市街化区域内において、密集市街地内の各街区について、防災街区としての整備を図るために定めるものとなっております。

防災機能を備えた街区を整備するため、特に一体的かつ総合的に推進すべき地区を防災再開発促進地区として定めます。防災再開発促進地区は災害危険度が高く、事業の具体性や地元機運の高まりがある地区としています。また、火事や地震発生時に延焼防止上及び避難上、

確保されるべき道路・公園等の公共施設を防災公共施設としまして、防災再開発促進地区に次いで、優先的に防災性の向上に努める必要がある地域を、兵庫県独自に課題地域として定めております。

それでは、第 13 号議案、阪神間都市計画防災街区整備方針から御説明をいたします。

防災街区整備方針は、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法、市街地開発事業・耐震改修事業等の各種事業を活用することで、安全・安心な市街地の形成と、行政、住民、事業者等、多様な主体の連携・協働による防災まちづくりの促進としています。

再開発促進地区を 3 地区、課題地域を 6 地域定めております。促進地区は、尼崎市潮江北地区など 3 地区となっております。現在の計画から 1 地区を削除することとしております。

促進地区と課題地域の位置図でございます。

続きまして、第 14 号議案、東播でございます。資料は、資料 1 の 437 ページからとなっております。

促進地区を 1 地区、課題地域 11 地域、防災公共施設を 1 地区で定めております。促進地区は、加古川市篠原地区で、整備が完了した加古川市寺家町地区を削除しております。

位置図でございます。

続きまして、第 15 号議案、中播でございます。資料は、資料 1 の 449 ページからとなっております。

促進地区を 2 地区、課題地域を 8 地域定めております。促進地区は姫路城南地区と福崎駅前地区でございます。現在の計画から変更はございません。

こちらが位置図でございます。

続きまして、第 16 号議案、西播でございます。資料は、資料 1 の 461 ページからとなっております。

促進地区を 2 地区、課題地域を 3 地域、防災公共施設を 1 地区で定めております。促進地区は、赤穂市尾崎地区と塩屋地区で、現在の計画から変更はございません。

こちらが位置図になっております。

次に、促進地区の事例で赤穂市、尾崎地区でございます。J R 播州赤穂駅から南東へ約 3 キロメートル、千種川左岸の約 26 ヘクタールの区域となっております。街路事業や住宅市街地総合整備事業の実施などにより、密集市街地の居住環境の整備、防災性の向上を図ります。黄色が防災公共施設の道路、緑が公園となっております。

こちらが、整備又は開発の計画の概要となっております。

続きまして、第 17 号議案から第 19 号議案、区域区分の変更につきまして御説明いたします。資料は資料 1 の 473 ページからとなっております。

区域区分の変更には、3 つの種類がございます。

1 つ目は編入で、市街化調整区域において、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地の整備が行われることが確実な区域について、市街化区域に変更するものでございます。

2 つ目が逆線、こちらにつきましては、市街化区域におきまして計画的な市街地整備の予定がなく、市街化が見込めない場合に、市街化調整区域に変更するというものでございます。

3 つ目の境界調整でございますけれども、市街化区域と市街化調整区域の境界としている地形地物の位置等が、道路整備などによりまして変更が生じた場合に、その境界の位置の調整を行うというものでございます。

それでは、第 17 号議案、阪神間都市計画区域区分の変更について御説明いたします。

青色の部分が編入で 9 地区、合計約 95 ヘクタール、赤色が逆線で 4 地区、合計約 50 ヘクタール、緑色が境界調整で 2 地区、約 1 ヘクタールとなっております。全て合計いたしますと、約 41 ヘクタール市街化区域が増加することになっております。

これが位置図になっております。青色が「編入」、赤が「逆線」、緑が「境界調整」としてあります。

次に、第 18 号議案、東播でございます。資料は、資料 1 の 497 ページからとなっております。

青色の編入が 8 地区、約 59 ヘクタール、緑色の境界調整が 8 地区、約 0.5 ヘクタール、合計で約 59 ヘクタール市街化区域が増加いたします。

次が位置図でございます。

次に、第 19 号議案、中播でございます。資料は、資料 1 の 523 ページからとなっております。

全て青色、編入のみで 3 地区、約 6 ヘクタールの市街化区域が増加いたします。

こちらが位置図でございます。

続きまして、変更地区の事例で、猪名川町の肝川・差組地区でございます。新名神高速道路、川西インターチェンジから西に約 2 キロメートルのところでございます。

赤く囲まれた部分が、市街化区域に編入しようとする区域でございます。面積は約 46 ヘクタールで、山林であったところを平成 29 年に開発許可を受け、物流施設等の整備を行っておりまして、整備の実施が確実であることから、市街化区域に編入を行うものでござい

す。

以上が、第7号議案から第19号議案までの説明となっております。

最後に、住民意見等の反映措置について、御説明をいたします。

都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針、区域区分の変更に  
つきまして、令和3年1月13日から27日までの2週間、県庁の都市計画課、市町の窓口、  
ホームページ上におきまして、縦覧に供しまして、意見書の提出を受け付けました。

縦覧につきましては、高砂市役所において1名の方の縦覧がございました。意見書の提出  
はございませんでした。

以上で、御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、これらにつきまして御質問、御意見がございま  
したらよろしく願いいたします。いかがでしょう。どうぞ。

○27番 住民意見等の反映の関係ですが、第7号議案から第19号議案、2週間の縦覧で意見  
書なしということなのですが、あと第10号議案から第12号議案の関係でいうと、例えば、  
阪神間都市計画区域の関係で説明会は昨年7月9日に行われて、公聴会が8月1日に行わ  
れているということで、資料に書かれているのですが、どれぐらいの方が参加されたのかと  
いうことで、案の縦覧としては意見書はなかったということなのですが、その点だけお聞き  
しておきたいと思います。

○議長 はい、事務局、お願いいたします。

○事務局 公聴会については、1名の方が公述人で、参加者は10名程度おられたかと思いま  
すが、発言された方は1名ということでございます。

○議長 はい、どうぞ。

○27番 それでは発言された1名の方の意見内容を、参考までにお聞かせください。

○議長 事務局、お願いいたします。

○事務局 公聴会で述べられた方の御意見ですが、小学校が周辺にないということと、それか  
ら地域の中で、ショッピングセンターで必要な業種の店舗がないというようなことの御意見  
でございました。こちらにつきましては、都市計画の中で答えるべき内容がございませんで  
したので、それぞれ市を通じて、それぞれの事業者等に要望するというお伝えをいた  
しました。

○議長 はい、どうぞ。

○27 番 要望として、やはりショッピングセンターなどが無いし、小学校も周辺には無いということなのですね。だから、やはりにぎわいとか、そういうことも含めてショッピングセンター云々の話は、買い物難民とよく最近言われておりますが、そういうことも含めて住民の方からの意見要望があったのかなど、今お聞きしながら思ったところです。

反対の意見ではなかったということでもありますので、質問させていただいて分かりました。

○議長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。いかがでしょう。

○27 番 会長、すみません。ごめんなさい。

○議長 はい、どうぞ。

○27 番 申し訳ないです。ちょっと反対意見ではありませんが、意見を述べさせていただきたいと思ったのは、再開発のところでは。

私の地元の地域でも、再開発事業ということで進めようということで、進んでいるところなのですが、1999年に都市再開発法が改正されて、認可の要件がそろっていれば認可しなければならないという法改正もされたところです。これまでも組合方式で再開発を進めようということは、本当に古くからあったと思います。

それまでは、やはり行政が再開発組合の認可については一定の裁量権を持って、慎重に認可をしていたということなのですが、先程申し上げたとおり 1999年に法改正があって、国や経済界が、特にこの点について求めてきて、認可の要件がそろっていれば認可しなければならないという、こういう法改正になったという中で、その市街地再開発組合方式が、それ以降、大変多用されている。ほとんどのところが、そのような状況じゃないかなと思うのです。

それで、例えばですね、私の地元の西宮でも、JR西宮駅の再開発が、今やっているのですが、その点について特に反対ということではないのですが、それぞれ民間の力も借りながら再開発をやっているということでもあります。

ただ、やはりその地域にもともと借地だとか、借家で、あるいは、そこで商売をされていらっしゃる方々や住民の方々について、あるいは、地権者について、住み続けたくても、なかなかその再開発によって住み続けられないというような状況が、結構いろんなところでも起こっていると思うのです。ぜひ、そういう点でこの再開発という手法の場合、そのような状況があるわけでありますから、本当に丁寧に住民の皆さんに、情報を公開していただきながら、そのような事態にならないようにできる限り、しっかりと配慮もさせていただいて、



やっていただきたいというのが意見です。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それではいかがでしょう。ほかに御質問等ございますでしょうか。

特に御異議がないようですので、7号議案から19号議案を一括してお諮りします。

第7号議案から第19号議案につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○議長 ありがとうございました。

御異議がないようですので、7号議案から19号議案については、原案の通り可決いたします。

引き続きまして、第20号議案から第22号議案は、県決定の都市計画案件ではございませんが、建築基準法第51条ただし書による付議でございます。

それでは第20号議案、尼崎市に係ります産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、よろしくをお願いいたします。尼崎市建築指導課長でございます。よろしくをお願いいたします。

第20号議案、尼崎市に係ります産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、御説明いたします。

建築基準法第51条の規定により、産業廃棄物等の処理施設を建築する場合は、原則として都市計画でその敷地の位置を決定する必要がありますが、同条ただし書により、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画上の支障がないと認めて許可した場合については、計画決定を要しない旨規定されていることを受けて、審議をお願いするものでございます。

資料1の531ページから534ページまで、資料2は21ページから22ページまで、資料3は67ページから72ページまででございます。

それでは、恐れ入りますが前面のスクリーンを御覧ください。

当施設は、廃プラスチック類等を破碎し適正処理するための産業廃棄物処理施設で、平成14年に建築基準法第51条ただし書許可を受けて、既に稼働しており、今回計画は老朽化した破碎機の更新に伴い、廃プラスチック類の破碎施設の処理能力が当初許可時の処理能力の1.5倍を超え、また、木くず及びがれき類の破碎施設についても、初めて同法51条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力の1.5倍を超えることになるため、特定行政庁が兵庫県

都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置について、都市計画上支障がないと認めて同許可をすることが必要となりました。

こちらは尼崎市全域及び申請地周辺の用途地域図でございます。赤枠で示している部分が申請地で、本敷地は、尼崎市の内陸部の工業地域でJR福知山線と名神高速道路が交差する一角に位置し、本市の都市計画マスタープランに基づく具体的な都市計画等を定める際の基本的な考え方として策定した尼崎市内陸部工業地の土地利用誘導指針において、工業保全ゾーンに属しております。周辺は工業地域で、東へ約100メートルの位置に第1種住居地域がございます。

こちらは航空写真でございます。申請地の周辺は主に工業施設や業務施設が立ち並び、JR福知山線を介して東側に住宅地が広がっております。

こちらは配置図でございます。赤丸でお示ししているのが、対象の施設でございます。建屋内にある破砕機2台について、機器の更新と位置の変更をする計画でございます。1号機と2号機、合計の1日当たりの処理能力は廃プラスチック類が282.56トン、木くずが444.16トン、がれき類が1,447.68トンでございます。メインの破砕ラインは1号機となり、収集した廃棄物を焼却処分の可燃物及び埋立処分の不燃物に分けて処理することができます。2号機につきましては、埋立処分の不燃物が処理されます。手選別の段階で確実に埋立処分となるのは2号機で処理し、選別し切れないのは1号機で処理いたします。

こちらは搬入・搬出ルートでございます。搬入車両は、主に申請地西側の交差点から高架になっている山手幹線の側道を通ります。車路幅の狭い北側の東行一方通行の部分は、申請地の前面道路が申請地の前で行き止まりとなっていることもあり、万一大型車両が並んだ際に渋滞する恐れがあることから原則通行不可とし、車路幅が広く対面通行が可能な南側に迂回させ、また、誘導員を交差点部分に配置し、無線でルート全体の状況を把握し、安全で円滑な車両誘導が行われております。

なお、側道部分の建物用途は、事業所や工場であり、住宅等ではありません。ルート沿いの交通量調査の結果については6時から21時の合計で800台程度であり、ピーク時である10時台でも80台程度となっており、交通量は少なく、渋滞は発生しておりません。

なお、破砕機の更新に伴い処理能力は増えておりますが、実際に処理する量は現状と変わらない計画であることから、通行量に与える新たな影響はなく、交通上の支障はないと考えております。

次に、参考といたしまして、周辺環境への影響について説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、建築基準法第 51 条ただし書許可に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、施設設置許可が必要となります。事業者は許可手続の中で、施設の稼働による粉じん、騒音及び振動並びに廃棄物運搬車両の走行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及び振動について調査を実施しております。

こちらは、施設稼働による大気質、騒音及び振動の調査結果でございます。いずれも基準値を満足した結果となっております。

こちらは車両走行による大気質、騒音及び振動の調査結果でございます。いずれも基準値を満足した結果となっております。

周辺への計画説明については、申請地に隣接する事業者に対して行っており、反対意見はありませんでした。

以上のことから、当施設の敷地の位置につきましては、工業地域に位置していることと、周辺の土地利用及び交通量を鑑みて都市計画上支障がないと考えております。

以上で、第 20 号議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、御質問または御意見がありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょう。

特に御質問等がないようですので、お諮りいたします。

第 20 号議案につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○議長 御異議がないようですので、第 20 号議案につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、第 21 号議案、西宮市に係ります産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 西宮市の建築指導課長でございます。

第 21 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について説明いたします。

計画書は資料 1 の 537 ページ、位置図は 538 ページに示しております。

付議します産業廃棄物処理施設は、事業所は民間企業であり、都市施設としての恒久性の担保が困難なことから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第 51 条ただし書の規定を適用し、特定行政庁である西宮市が許可を行うこととしております。

それでは、前面のスクリーンを御覧ください。

敷地の位置は、西宮市鳴尾浜 2 丁目 16 番ほかです。敷地面積は約 12,000 平方メートルです。用途地域は準工業地域で、指定容積率 200%、指定建蔽率 60%となっております。

そのほか特別用途地区の臨海産業地区、建築協定地区の西宮市鳴尾浜木材団地に位置しております。

事業者は大栄環境株式会社です。

事業についてですが、本施設は廃プラスチック類等を破碎し適正に処理するための産業廃棄物処理施設であり、平成 18 年に建築基準法第 51 条ただし書許可を受け、現在も稼働中です。

今回の計画は、機械の増設に伴い、廃プラスチック類等の破碎施設の処理能力が当初許可時の処理能力の 1.5 倍を超えるため、同許可を受けるものであります。立地としましては、当該敷地の位置は、西宮市の南東にある埋立地に位置しており、当該敷地は準工業地域内にあります。

西宮市におきましては、産業廃棄物処理施設の立地につきましての、建築基準法第 51 条ただし書許可基準を設けており、その基準の中で、住居系の用途地域界から土地の境界線までの距離が 200 メートル以上であることと定めており、その基準に適合しております。

既成市街地では確保しがたいごみ処理施設の都市施設及び産業地等としての土地利用が行われている地域であり、産業団地としての環境の維持、育成を図るため特別用途地区の「臨海産業地区」に指定されており、住宅、共同住宅等の建築を禁止されています。

最も近接している住宅地は、市営西宮高須町 1 丁目団地で約 500 メートル離れております。

次に、この図は当該敷地周辺の、建物の用途別現況を表しており、中央の赤色に着色しておりますのが、敷地の位置でございます。敷地を中心として、300 メートルの距離を表示しており、その近辺の建物を用途別に着色しております。赤茶色に着色しているのが事務所等、青色に着色しているのが工場等の建築物でございます。紫色に着色しているのが倉庫等、茶色で着色しているのが官公庁等の公共建築物、薄い桃色で着色しておりますのが野球場です。敷地周辺は倉庫、工場及び事務所が立地しており、周辺に住宅はありません。

敷地内の施設の概要です。北を左下で図示しております。敷地内に各施設を図で示すように配置しております。今回は青線で囲っている破碎機の増設を行うことが建築基準法第 51 条ただし書許可の対象になります。

同じく敷地の左下を北としております。本敷地の西側の道路を利用し、機械を増設した建物へ出入りします。おおむね 3 種類のルートとなります。

既存部分についてですが、左は基本的に焼却を伴わないルートとなり、軟質破碎と固形燃料化の後、別の場所へ搬出します。中央が焼却も伴うルートで破碎選別、焼却と破碎チップ化を行います。混合廃棄物の破碎選別を行い、可燃物の焼却後の燃えがら等も搬出します。

右側の赤と黄色で示している部分が、今回新たに混合廃棄物の破碎機を増設する部分で、可燃物、コンクリートがら、鉄くずの再資源に寄与しております。

破碎機は現在3台あり、1台追加で計4台となります。赤色で示してますのが搬入ルートです。緑色で示してますのが、搬出経路です。阪神高速湾岸線、県道芦屋鳴尾浜線、市道小曾根線、市道今津東線の幹線道路を利用し、本敷地への運行としております。

生活環境影響調査ですが、最初に運搬車両による走行による影響についてです。阪神高速湾岸線、市道小曾根線、県道芦屋鳴尾浜線、市道今津東線、それぞれの道路への増加率は少ないことから周辺への影響はほとんどないと考えております。

施設の稼働につきましては、無機質の建設系混合廃棄物の破碎機増設のため、騒音、振動の影響が考えられます。

騒音につきましては、いずれの地点においても予測結果は規制基準以下となっております。また、振動につきましても、いずれの地点においても予測結果は規制基準以下となっております。

周辺事業者への説明です。事業者から市への説明を8月27日、広告を9月25日、縦覧を10月24日まで、意見の提出を11月9日まで、これらの報告を11月10日に受領しております。

対象地域への説明についてですが、鳴尾浜連絡会とは、鳴尾浜産業団地に立地する企業で構成する自治組織となっております。結果として、特に意見はございませんでした。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、御意見ありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

御質問がないようですので、それではお諮りいたします。

第21号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○議長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、第21号議案については、原案のとおり可決いたします。

引き続き、第22号議案について、御審議を願います。

第 22 号議案、加東市に係ります産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 兵庫県建築指導課建築指導班主幹でございます。

それでは、第 22 号議案、加東市佐保における産業廃棄物処理施設の位置について御説明いたします。

本議案の記載部分につきましては、資料 1 につきましては、539 ページから 542 ページまで、資料 2 は 25 ページ、26 ページ、資料 3 は 79 ページから 84 ページまででございます。

それでは、前面スクリーンを御覧ください。

本施設は、特定家庭用機器廃棄物の再資源化を行う施設です。

廃プラスチック類の破砕施設につきましては、既に平成 12 年に建築基準法第 51 条ただし書許可を受け稼働しております。

今回の計画は、今後の特定家庭用機器廃棄物の入荷台数の増加等に対応するため、当初許可の 1.5 倍を超える廃プラスチック類の破砕を行う計画となっております。

これにつきましては、建築基準法では第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁が兵庫県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可することが必要となります。

次に、こちらは加東市西部の広域図及び申請地周辺の都市計画図でございます。

水色の中の赤枠で示している部分が申請地で、用途地域は工業専用地域となっております。周辺の白地部分は市街化調整区域であり、申請地に最も近接している住居系の用途地域は、北東へ約 850 メートルに位置する第 2 種住居地域でございます。

申請地西側の敷地境界線から約 50 メートルの位置に住宅や店舗がありますが、操業当初から施設稼働による騒音や振動の抑制などの環境対策を講じているため、この住民からの苦情はありません。その他の住宅施設等については、十分な離隔距離を確保しております。

続きまして、こちらは航空写真でございます。申請地周辺の工業専用地域内には、主に工場が立地しております。また、工業専用地域の周辺は、主に農地です。

次に、配置図でございます。赤で囲んでいる再商品化施設棟の A 棟及び B 棟の部分に廃プラスチック類の破砕施設を設置します。

次に、こちらは廃プラスチック類の破砕施設がある再商品化施設棟の平面図でございます。赤丸部分が廃プラスチック類の破砕施設です。こちらの 7 つの施設の処理能力を合計すると 1 日当たり、16 時間操業した場合に 486.7 トンとなります。

先程、破碎施設を設置すると申し上げましたが、今回の計画は、主に作業時間の延長と破碎施設の更新により処理能力が増加することとなります。

こちらは廃家電の再資源化の処理工程を示したものでございます。本施設では、特定家庭用機器廃棄物であるテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の4種類の廃家電の再資源化を行います。搬入された廃家電は、それぞれのラインで手解体、破碎機による破碎、選別の工程を経て、再資源化されています。この処理工程のうち赤で囲んでいる部分において廃プラスチック類の破碎を行います。なお、処理工程ごとに示している写真は、冷蔵庫ラインの写真となっております。

次に、こちらは搬入・退出経路図でございます。搬入車両は国道175号及び国道372号から赤で示したルートを通り、まず、はじめに青色で着色したトラック待機場に入ります。

その後、無線により呼び出しがあれば、水色で示したルートを通り当該施設へ向かいます。これにより敷地周辺の交通量を管理し、渋滞の発生を抑制しております。また、トラック待機場に入れない車両の発生を防止するため、入荷量によっては、搬入前日に予定している車両の一部を小野市万勝寺町にある外部倉庫へ直送するように依頼し、対処しております。

次に、こちらは本計画に係る車両走行による影響についてです。

現状では、ピーク時の搬出入車両台数は65台であり、本計画により78台まで増加する予定です。現状交通量に対して車両台数が13台増えることとなりますが、各国道において、既に相当数の交通量があることから、増加量は軽微です。また、慢性的な渋滞等は発生していないため、本計画による周辺への影響はほとんどないと考えられています。

次に、参考といたしまして施設稼働による騒音及び振動の現況値及び予測値でございます。いずれの予測値も基準値を下回り、基準を満たす結果となっております。

次に、周辺住民への計画説明についてですが、環境保全協議会において行い、周辺自治会から計画について同意を得ております。

この環境保全協議会につきましては、本施設の作業当初から設置されております。この協議会は周辺の生活環境を保全していくことを目的にしております。年4回、本施設の活動実績や環境測定結果の公表、周辺住民からの意見聴取の場となっております。参加者は敷地周辺の7地区の自治会の代表者、加東市生活環境課、県民局環境課、必要に応じて学識経験者となっております。

なお、加東市からは、令和3年2月3日に行われた加東市都市計画審議会に諮問の上、廃棄物処理施設の敷地の位置は適当であると認めるとの意見をいただいております。

また、参考といたしまして、当該施設は一般廃棄物処理施設でもあることから、同日、加東市都市計画審議会に付議させていただき、一般廃棄物処理施設の敷地の位置は適当であると認めるとの答申をいただいております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、工業専用地域に位置していることや周囲の土地利用及び交通量を鑑みて都市計画上支障がないと考えております。

以上で、第 22 号議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょう。

特に御質問がないようですので、それではお諮りいたします。

第 22 号議案につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○議長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、第 22 号議案につきましては、原案のとおり可決いたします。

これをもちまして、令和 2 年度第 4 回兵庫県都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆様方には、熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

なお、委員各位におかれましては、事務局から連絡事項等がございますので、しばらくそのままでお願いいたします。

○事務局 会長並びに委員の皆様、本日は熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 21 分